

平成28年2月定例会 総務委員会(付託)

平成28年3月1日(火)

[委員会の概要 公安委員会関係]

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項等があればこれを受けることといたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第70号 平成28年度徳島県一般会計補正予算(第5号)

【報告事項】

- 組織体制の見直し等の「大綱方針(案)」について(資料②)

石川警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております総務委員会説明資料(その3)に基づきまして、平成27年度一般会計補正予算(案)並びに繰越明許費(案)について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で4億505万円の増額補正することとしております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

まず、公安委員会費は、公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費として、98万6,000円を減額するものであります。

次に、警察本部費は、5億3,490万9,000円の増額であり、内訳は給与費として4億3,858万2,000円の増額、警察本部及び警察署の運営等に要する経費として9,632万7,000円を増額するものであります。

次に、警察施設費は、総額で4,486万3,000円の減額で内訳として、交番・駐在所等整備事業費670万円、警察署整備事業費3,816万3,000円を減額するものであります。

次に、運転免許費は、自動車運転免許試験及び行政処分事務費として7,130万6,000円を減額するものであります。

続きまして、恩給及び退職年金費は、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として、332万8,000円を減額するものであります。

次に、警察活動費として総額で、937万6,000円の減額であり内訳は、警察装備費として2,450万円の増額、一般警察活動費では、交番・駐在所等の地域活動等に要する経費と

して430万円の減額、刑事警察費では、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費として380万円の減額、交通指導取締費では、交通事故・事件捜査及び交通指導取締りに要する経費として700万円の減額、最後に、交通安全施設整備事業費については、総額で1,877万6,000円の減額で内訳は、国庫補助事業の確定に伴い、国補対象事業費で3,655万2,000円の減額、県単独事業費で1,827万6,000円の増額、維持補修費では、交通安全施設の維持補修に要する経費として50万円を減額するものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費(案)について御説明をいたします。

繰り越す事業は、徳島西警察署自家発電装置更新に要する経費143万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越の理由につきましては、計画に関する諸条件により、年度内に設計の完了が困難になったことから翌年度に繰り越すものであります。

以上、2月補正予算(案)並びに繰越明許費(案)について、御説明を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鈴木警察本部長

私からは、県警察の組織体制の見直し等の大綱方針(案)について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料1枚目を御覧ください。

これは、大綱方針策定の背景や県警察が抱える課題を総括してお示ししております。

本県においては、高齢化の進展が予想されているほか、人口の都市部への集中、コンビニエンスストアに見られる「24時間型社会」の広がり、大規模店舗の出店、さらには高速交通網の延伸、ITインフラの整備など、地域・社会情勢の変化は顕著であり、これに伴い、治安情勢も大きく変化しているところであります。

また、裁判員裁判対象事件における取調べの全面可視化や科学捜査への対応など、警察捜査を巡る環境も大きく変化しており、さらには、DVやストーカー、特殊詐欺への対応など、新たな治安の脅威に対しても適切に対応していかなければなりません。

他方、警察内部においても、女性警察官の増員や職域拡大、ワーク・ライフ・バランスへの配慮など、時代の要請に応じた適切な対応にも努める必要があります。

さきの事前委員会において、本年の県警察の運営指針等について御報告したところでありますが、警察組織は、県民を守ることでできる力強い存在であることが何より重要であり、県民が県警察に寄せる期待もこの点が大きいものと認識しております。

そこで、おおむね10年間の中長期的視点で、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を内容とする「大綱方針」を策定し、県民の信頼と期待に応える警察組織を構築してまいりたいと考えております。

この大綱方針(案)は、警察署の更なる統合及び管轄区域の見直しなどを内容とする、警察署の更なる再編整備、地域情勢を踏まえた駐在所等の在り方や老朽施設への対応などを内容とする交番・駐在所等の施設整備の在り方、そして昨年本会議で表明いたしました運転免許サブセンターの整備などを内容とする更なる行政サービスの向上、の3本柱で構成しており、いずれも組織運営上、先送りすることが出来ないものであります。

それでは、具体的計画について御説明いたします。

資料2枚目の警察署の更なる再編整備を御覧ください。

一昨年の春、県警察においては50年ぶりに県下の警察署の体制を見直し、西部4警察署の統合を実施した結果、検挙と抑止の両面で大きな成果が上がっているところでもあります。

しかしながら、依然として県内には50人以下の小規模署があり、これらの警察署は、休日夜間の態勢がぜい弱であり、事件・事故に適切に対応できないおそれがあること、本署員の不足を補うため、駐在所勤務員を本署勤務に就かせるなどしており、駐在所員が慢性的に不在となる要因となっていること、そして捜査員の緊急呼出しが常態化するなど、適切な勤務管理が困難であることなど、多くの課題を抱えております。

また、小規模署ではないものの、管内の人口が大幅に増加していることに加え、大規模店舗や深夜営業型の店舗が出店するなどして管内情勢が劇的に変化し、多少の署員を増員したのみでは対応が困難となっているケースもあります。

この資料のグラフは、徳島市及びその周辺地域における治安情勢等を示しておりますが、吉野川北岸地域は、徳島市の西部地域よりも、刑法犯・交通事故の認知件数、110番受理件数が多いという治安状況にあります。

そこで、大綱方針(案)においては、県下最大の警察署である徳島東警察署の新庁舎整備に併せ、警察事象の多い、徳島市及びその周辺に所在する警察署の管轄区域や組織体制を見直し、警察署の統合による、より大きな態勢を構築した上で、これら警察署が抱える課題の解決とともに、管内治安の一層の維持向上を図ることを狙いとしております。

警察署統合のイメージについては、宿直員やパトロールカーの増強により、夜間・休日の態勢を強化するものであり、資料においては三つのケースを例に挙げております。

重要事件や事故発生の際、大量の捜査員を現場に投入し、犯人の確保、証拠資料の収集など、早期事件解決につなげることで、管内において複数の事案が発生した場合においても、同時に対応することが可能となること、そして女性警察官による対応が必要な性犯罪等の発生時、現在は、緊急呼出しにより対応しているケースが多いものの、宿直員として常時配置することにより、迅速な対応が可能となり、女性警察官の負担も軽減されることなど、その目的とするところは、組織の統合によるスケールメリットの効果を狙ったものであります。

なお、西部4署の統合においては、事件・事故の発生時における緊急呼出しの頻度が大きく軽減されているところであり、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスにも大きく寄与しているところでもあります。

次は、資料3枚目の交番・駐在所等の施設整備の在り方についてであります。

地域住民の一番身近な警察活動拠点たる交番・駐在所については、県下で133棟を有しておりますが、これらのうち約4割が築後30年を越えるなど、老朽化が著しい現状にあります。

勤務員やその家族の勤務・居住環境の改善という観点からも速やかに解消しなくてはならないものと認識しておりますが、まずは、その地域における将来の人口推移や治安情勢を慎重に見極め、駐在所等の在り方を検討した上で、施設の整備に当たる必要があるものと考えております。

そこで、現在の老朽施設の解消とともに、限りある予算の有効活用という観点から、大

綱方針(案)に、交番・駐在所等の施設整備の在り方を盛り込み、一つの柱としたところ
であります。

老朽施設に対する対応といたしましては、人口や治安情勢を見据え、施設の存続が必要
と認められる施設については、民間資金を活用した、いわゆるPFI手法により、早急に
複数の施設整備を行うこと、築後20年程度の施設については、リフォームを行い施設の延
命化を図ること、そして市町村や店舗等の施設を活用したテナント方式や、自治体が管理
する空き家を活用することとしており、既に来年度予算案にも、これら事業に必要な経費
を盛り込んでおります。

また、警察活動上、敷地の形状等から新たに整備することができないものもあることか
ら、こうした駐在所については、本署から通勤させる「通い駐在所」等の検討も行うこと
としており、施設整備のハードと、運用のソフトの両面から施策を進めていくこととして
おります。

なお、当委員会における御示唆を受け、老朽する宿舍の整備についても大綱方針(案)
に盛り込んだところであり、今後、新たに西部・南部方面の宿舍の集約化と整備を進めて
まいりたいと考えております。

次は、資料4枚目の更なる行政サービスの向上についてであります。

運転免許センターが移転しまして2年がたちましたが、新施設の利用者からは、施設が
広く快適になったこと、更新手続をしたその日のうちに新たな免許証が交付される即日交
付の対象者を拡充したことなどから利便性が高まったと高評価を頂いているところであり
ます。

県内における運転免許の保有者は約53万人、そのうち、更新者数は年間約12万人を数え
ますが、新運転免許センター供用後の状況を見ますと、運転免許センターでの更新者が大
幅に増加している状況にあるほか、昨年実施したアンケート調査においても、より近い場
所での即日交付を望んでいるとの結果が出ているところであります。

運転免許行政は、県警察が行う行政サービスの中で最も県民に身近なものであり、こ
うした県民の要望も踏まえまして、運転免許センター以外でも更新免許証の即日交付が可能
となるサブセンターの設置について検討を行うこととしたところであります。

当委員会においても答弁いたしましたとおり、設置場所等は、今後の検討事項でありま
すが、県南部・県西部での設置を考えており、財政負担を抑制するため、警察施設や自治
体の施設を活用するなど既存ストックを有効に活用してまいりたいと考えております。

また、現在、運転免許関係事務は、その一部を委託しているところではありますが、サブ
センターの整備に併せて、これら委託業務についても見直しを行い、更なる行政サービス
の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後は、資料5枚目のロードマップ・工程についてであります。

この大綱方針(案)においても、未来の徳島県警察を見据えた中期計画“Beyond’10”
を掲げているように、中長期的な視点に立った、更なる治安対策や行政サービスの向上に
向けた部内検討を進めているところであります。

計画の中には、実現の時期などを明示することが困難なものもありますが、警察署の更
なる再編整備につきましては、平成30年度には着手のスケジュールで進めている徳島東警
察署庁舎整備に併せて実施、交番・駐在所等の施設整備につきましては、PFI導入可能

性調査やリフォームに関する経費を来年度予算案に計上、そして運転免許サブセンターの整備につきましては、今後、設置場所等の検討を進めることとしております。

なお、この大綱方針策定後は、実施内容や時期などを盛り込んだ具体的な計画を策定し、実施に向けた諸作業を進めることとしております。

冒頭にも申しましたが、社会・治安情勢の変化に伴い、県民の警察へのニーズは更に変化いたします。他方、県警察の組織についても、女性警察官の大幅な増員を予定しているほか、大量退職、大量採用期のピークは過ぎたものの、今後も毎年40名を超える警察官が退職する見通しであり、警察を構成する人的要素自体も大きく変化いたします。

こうした内外の様々な変化に対応していくためには、県警察自らが、従来以上に部門横断的でしなやかな組織を構築することが必要不可欠であると考えております。

一方、組織体制の再編整備は、県民の安全安心な生活にも関わる事項であることから、今後とも、当該施策の実現に向けては、多様な方々の意見の集約とともに、地域住民の方々への御理解に向けた、より一層の丁寧な説明に心掛けてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田委員

ただいま、説明をいただきました大綱方針(案)について何点か質問をさせていただきます。昨年12月の付託の総務委員会において、警察職員の快適な生活環境と家族の皆様方の安全安心を確保するという観点から警察の宿舍整備の在り方についても大綱方針に盛り込んでいただきたいという要望をしたところ、ただいま、本部長から説明をいただきました大綱方針(案)の中に職員宿舍の集約化と整備を進めるという方針説明がありました。職員宿舍の集約化と整備の方針案では老朽化が進んでいる宿舍についても、第2期宿舍整備計画を策定して集約化と整備を進めるということでありましたが、この計画はどのような概要でありますか。

高橋拠点整備課長

第2期宿舍整備計画の概要について、お答えいたします。先ほど、お示しした資料にもありますとおり、第2期宿舍整備計画、これは、第1期計画に続くものであります。第1期計画は、徳島市及び小松島市内の宿舍の集約化と整備を内容としておりまして、これは、本年度末で完了します。しかし、引き続き、老朽宿舍の整備は県警察にとりましても大きな課題であり、この度の大綱方針(案)に、議員の御示唆を踏まえまして、職員宿舍の集約化と整備を盛り込んだところでありまして、具体的な内容につきましては、資料にも一部ありますが、県西部、県南部の職員宿舍の整備を進めることとしております。具体的には、阿南市内にある3棟の宿舍を集約しまして30戸程度、三好市内にある2棟の宿舍を集約し15戸程度をPFI的手法で整備してまいりたいと考えております。なお、資料にもあります

ように、今後の宿舎整備計画においては、新たな宿舎を整備するほか、知事部局等とのシェアリング、既にある宿舎を共有するという形で計画を進めていくほか、未利用となる財産もありますので、これの計画的な処分、これについても盛り込む予定であります。

藤田委員

今回の計画で、南部は阿南の3棟30戸、西部は三好の2棟15戸の整備を進めるということですが、具体的にどのような背景や事情があって、この地域の宿舎整備を行うのでしょうか。

高橋拠点整備課長

警察官は職務上、居住制限等を受けることを踏まえまして、県南部、県西部は、この必要性に駆られての計画であります。具体的な背景については、県西部は三好警察署管内の先ほど申しました2棟の宿舎が対象となりますが、これらは将来的に需要が高い一方、老朽化が進んでおり、既に40年を超えているものが現状にあるということになります。他方、県南部につきましては、阿南警察署管内の3棟が対象となりますけれども、これも同様に築後40年近くになっており、中には40年を超えているものがあり、老朽化が進んでいるものが対象となっています。また、同署管内は慢性的な宿舎不足が続いておりまして、現在も10名以上が民間アパートに点在して生活している状況にあるため、これを対象としています。なお、新たな施設整備を伴うということでもありますので、両警察署管内の整備予定地というのは県有地でありまして、既存ストックの有効活用、財政負担の軽減の観点から、新たな宿舎を整備することが可能であるということ、これら二つのエリアをピックアップしたということでもあります。

藤田委員

今、説明がありましたように、警察官というのは、事件・事故に対応するためにも居住地の制限を受けるといった説明がありました。しかしながら、最近ですね、持ち家の増加がありますとか、道路事情の改善によって、自宅から通勤をされる方も増えているようですが、警察官が自宅通勤できるエリアというのは決まっているのでしょうか。通勤エリアが決まっているのであれば、現状の実態であるとか、そういうものに応じた見直しというものも必要になってくるのではないかと思います、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

岡崎警務課長

委員御質問の警察官の通勤エリアの現状でございますが、警察官の居住区域につきましては、内部規程で定めているところであります。規程におきましては、署長及び副署長は署の公舎、駐在所勤務員は当該駐在所に居住するものと定めているほか、署の課長は、署からおおむね10キロメートル以内、その他の警察官は、勤務公署から20キロメートル以内で、かつ、応召に要する時間がおおむね30分以内の区域内にそれぞれ居住するものと定めているところであります。署の課長やその他の警察官で、指定区域内に自宅がある場合は、自宅通勤が可能であるほか、特別の事情がある場合は、所属長等の承認を得て、指定区域

外で居住することも認めているところです。この規程は、不測の事態に応じるという有事即応体制の確保と、職員の生活基盤の維持との調和を図るために定められたものであり、今後もこれら規程の範囲内で対応していきたいと考えています。

藤田委員

即応体制に順応していくため、この規程があるということなんですけれど、この第2期宿舍整備計画を策定し、実現することによって、県警察における職員宿舍の課題解決はできるのでしょうか。それとも第3期、次の計画というのを策定し、更に整備を進める必要があるのでしょうか。

高橋拠点整備課長

第2期宿舍整備計画により、どのような効果があるのかという質問と理解しますが、第2期計画のスケジュールは、平成28年度に既存宿舍の解体、平成29年度には整備に着手をしまして、同年度末には完成させたいと考えています。この計画が実現しますと、宿舍総数は現在の59棟から55棟になります。そして、30年以上の老朽施設は31棟から26棟に減少します。戸数ベースで説明しますと、30年を超えたものが約40%から約30%に軽減されることになります。いずれにしましても、この計画が完了後においても、この30%は残ることから、集団警戒力の確保や職員のニーズを踏まえまして、更なる計画を策定のうえ、老朽施設の解消等に努めてまいりたいと考えています。

藤田委員

まだ30%が老朽施設というか、課題が残る施設になってくるということで、第3次計画をこれから計画をしていかなければならないということですが、厳しい財政状況の中で、警察署や交番・駐在所などの優先的に整備をしなければならない施設も多いと思いますが、これにより宿舍の整備というものが遅れることがあってはならないと思うわけでありまして、財政的な課題を解決するための一つの手法として、県警察が平成25年度からですね、3か年にわたり計画して実施したPFI的手法というものを、また検討する必要があるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

PFI的手法による宿舍整備の今後の在り方等についてですが、先ほど議員からもありましたように、徳島市と小松島市には3か年計画でPFI的手法により、これは全国的にあまり例もありませんが、宿舍整備を進めました結果、現在、入居者の評判も良く、高い入居率を確保しているところです。御質問にありましたように、県警察は、警察署の庁舎であるとか、交番・駐在所、それに今回の宿舍など、多くの老朽化施設を今後整備していく必要がありまして、財政負担を伴わずに宿舍整備を進めるには、現在のところ、民間資金を活用したPFI的手法が最適であると認識しており、今後も同手法についての研究・検討を重ねていきながら進めてまいりたいと考えています。

藤田委員

施設整備は、非常に厳しい財政状況の中で行わなければならないという観点から優先順位というものが、必然と出てくるとは思いますが、これまで県警察は、PFI手法をはじめとしてコスト削減、コストの平準化というようなことで、様々なノウハウを持たれていると思いますので、そのノウハウを行使してですね、遅れることのないように整備の方を進めていただきたいなという思いがあります。

続いて、運転免許サブセンターについて、昨年9月定例会の付託委員会で、この件に関して質問をさせていただきまして、運転免許センターの設置についても今回の大綱方針(案)の中に盛り込まれているわけでありましたが、このセンター設置については、その後、阿波市議会でありますとか、吉野川市議会におきまして、誘致に向けた動きがあったように思われますが、県警察では、設置場所の選定作業を進めているのでしょうか。

薄墨交通部長

運転免許サブセンターの設置場所の選定作業を進めているのかどうかという御質問でございます。運転免許サブセンターの設置につきましては、議員のおっしゃられたとおり、阿波市、吉野川市におきまして、誘致の動きがあることは承知いたしております。設置場所につきましては、本県の地勢や道路事情、各地域におけます運転免許保有者数等を踏まえまして、県民の利便性や財政負担の軽減の観点から、慎重に検討を進めているところで、具体的な設置場所については、未定でございます。

藤田委員

大綱方針(案)にあるとおり、県西部、南部に、この運転免許サブセンターを設置した場合に、今現在行っている各警察署での免許証更新という手続きはどのようになるのでしょうか。

薄墨交通部長

運転免許サブセンター設置後の署での免許更新手続はどうなるのかという御質問でございます。運転免許サブセンター構想につきましては、現在、警察署で実施しています免許更新の受付事務や更新時講習等の機能を集約しまして、県民からの要望が高い即日交付のサービス拡充を図るものでございます。したがって、警察署窓口における事務を見直すこととなりますが、運転免許センター設置場所と並行しまして、その在り方についても検討していくこととしております。大綱方針(案)にもありますとおり、運転免許サブセンター構想と併せまして、今後、免許関係事務の委託の在り方についても検討することとしておりまして、サービスの向上と事務の合理化の観点から、より良きものとなるようにしていきたいと考えております。

藤田委員

大綱方針(案)の工程によりますと、今後2年間で運転免許サブセンターに求められる機能を検討し、平成30年度から設置場所の選定を行うということではありますが、頂いたこの資料からも分かるようにですね、即日交付を中心としたサービスの充実で新免許センターでの更新者が急増しているという現状を見ても県民のニーズというのは非常に高いと

思われるわけではありますが、平成30年とはいわずに、これもっとスピード感を持って取り組むべきではないかと思いますがどうでしょうか。

薄墨交通部長

運転免許サブセンター設置に向けた工程はどうかということでございます。運転免許サブセンターの設置に向けましては、場所の決定、施設整備のほか、現在、リース契約によりまして運営しております運転免許証作成等関係システムの再構築、更には必要な体制や委託業務の在り方など、人事や予算を含めた部門横断的な検討を進める必要があります。今後、これら諸課題を精査しまして、組織的対応を強化し、実現に向け努力してまいる所存でございます。

藤田委員

様々な課題があるというのは分かりましたが、県民ニーズを踏まえた対応という点におきましては、運転免許サブセンターの設置についてはスピード感を持って対応していただきたいと思うと同時にですね、設置場所の検討においても財政負担の抑制、これはもちろんのことだと思います。しかし、ただ単にそこに不要遊休財産があるからというふうなものではなくて、人の流れに順応した免許証更新プラスアルファの、もっとハイクオティーといえますか、そういうものを備えた運転免許サブセンターの設置というものを要望して質問を終わります。

中山委員

ただいま、藤田委員の質問にありました施設整備の在り方について、関連して少し質問したいと思います。先ほど、御答弁があったようにですね、小松島市の宿舎がPFIにより整備されたと聞いております。これは新築だったわけですね。

高橋拠点整備課長

9戸の宿舎を新築いたしました。

中山委員

そしたら今度、南部と西部で予定しているPFIによる整備というのは、新築が多いのでしょうか。

高橋拠点整備課長

そのとおり、新築のうえ整備したいと考えています。

中山委員

既存ストックの活用という風な話が出たと思いますが、リフォーム等は、あまり考えられてないのでしょうか。

高橋拠点整備課長

先ほど申しましたPFI的手法につきましては、県有地を無償で貸し付けるというスキームはございますが、基本的には職員の入居家賃によって、独立採算的にやっていく、つまりは県の財政負担が伴わないということです。現在のところ新築ということで考えています。当然、リフォームという形になると、新たな県費負担が伴いますので、その辺は総括的に検討していきたいと考えています。

中山委員

本会議の知事の説明にありましたように、本県は非常に空き家が多くなっておりまして、駐在所に空き家を適用するというのは、非常に難しい点があったりすると思いますけれども、例えば宿舎は、警察署の署員の方、警察官が住まれる住居ですから、充分空き家というのも視野に入れて考えられたらいいのかなと思います。やはり、その地域の空き家に人がいなくなるのと空き家に警察官が住んでもらうっていうことの両方を考えれば、数段、治安維持に関して、また、地域の人たちにとっての安全安心感というものの確保にもつながると思います。

1月末に「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターというのを開設してですね、既存ストック、空き家の利活用を一生懸命、県が対策をとって推進をしております。この際、真っ先に警察関係の人達がですね、署の警察官が、新しい宿舎にまとまって住む、集団生活する意義があるんだったら別ですけども、別段、一軒家に住んでもそんなに支障が無いと思いますので、ひとつこの機会にですね、空き家を宿舎として、住居として活用する方法も考えられたら、どうかなと思いますけどどうでしょうか。

高橋拠点整備課長

議員の御指摘にありましたように、空き家の問題につきましては、本県において非常に重要な課題であると考えています。県や各自治体において、空き家バンクに関する制度をいろいろと設けるなどして、その解消に向けて行政として取り組んでいると認識しています。県警察としましては、立地条件や構造が、宿舎や駐在所に適した空き家であるとか空き店舗があれば、改修のうえ利活用することも考えていまして、今回の大綱方針(案)には、空き店舗・空き家の利活用を盛り込んだところがあります。一方で、調査や研究をしていますけれども、行政として使う場合、当然、相続など私的財産権に絡む問題もあります。今後、各自治体である市や町とも連携しまして、空き家の宿舎でありますとか駐在所としての利活用の可能性について検討してまいりたいと考えています。

中山委員

今、消費者庁の移転をいろいろと検討しておりまして、大きなムーブメントを起こそうとしたら、いろんな障害があるんですね。いろんなクリアすべきハードルが高いというふうなことは認識しておりますけれども、やはり、警察の方が率先してですね、空き家を使っているんだよというふうになったら、より徳島が空き家利活用の先進県としてですね、利活用を促進していくという知事の言葉もありましたように、もっともっと空き家を利活用する人も増えるかもしれないし、空き家に対する移住も増えると思います。いろんな障害があるのは、重々承知しておりますけれども、できない理由よりもできる方法を考えて、

是非とも実現していただきたいなと強く要望したいと思います。

この際、何点か質問をしたいと思います。まず、今度5月に伊勢志摩サミットが開催されると聞いております。今回は、三重県伊勢志摩において、第42回先進国首脳会議が開催されるほか、隣の香川県など全国各地において、関係閣僚会合が予定されていると聞いておりますが、その概要について、説明していただきたいと思います。

逢坂警備部長

今、委員御指摘のとおりでございます。第42回主要国首脳会議、いわゆる伊勢志摩サミットにつきましては、三重県志摩市におきまして、平成28年5月26日から27日の2日間開催されます。また、同主要国首脳会議の関係閣僚会合、これにつきましては、外務大臣会合が広島県広島市で4月10日から開催されるのを皮切りに、全国10か所の都市において、9月25日までの間、順次開催されることとなっております。委員おっしゃられたとおりで本県の近隣では、香川県高松市で情報通信大臣会合が、4月29日から30日の2日間開催されることとなっております。

中山委員

このサミット自体にですね、反対を唱える勢力もあると聞きますけれども、過去に開催されたサミットでは、どのようなテロ行為や反対運動が起きたのでしょうか。

逢坂警備部長

我が国では、平成20年に開催された前回の北海道洞爺湖サミットにおきまして、国際会議等に反対する過激な勢力によります集会でありますとかデモなどが行われ、この際、14人を公安条例違反や公務執行妨害等で逮捕いたしております。一方、海外では、前回のドイツ・エルマウ・サミットにおいて、会場周辺の大都市などで、大規模なデモが行われ、一部の暴徒が店舗の破壊でありますとか、警察官への投石等を行ったほか、路上に座り込んで道路を封鎖するなどの行動がみられております。また、平成17年に開催されましたイギリス・グレンイーグルズ・サミットでは、ロンドン中心部におきまして、鉄道やバスを標的とした同時多発テロなどが発生いたしております。

中山委員

そしたら当然、今回の伊勢志摩サミットにおいてもですね、いろんなテロ活動とかが想定されると思いますけれども、いろんな国から来る首脳の方達に危害が及ぶようなことがあってはならないと思います。警察では、現在、サミット警備に向けてどのような対策を講じているのかということと徳島県警もそれに絡んでいるのかっていうのを伺いたいと思います。

逢坂警備部長

伊勢志摩サミットでの警戒といいますか、委員がおっしゃられたとおり、外国要人に対する危害ということがあってはならないと思っております。伊勢志摩サミット等の警戒警備につきましては、国際テロ情勢が厳しい現状にあることから、平成20年の北海道洞爺湖

サミット警備以上に厳しい警備となることが予想されております。このため全国警察が総力を挙げまして、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、国民の理解と協力を得ながら警備諸対策を推進しているところでございます。県警察におきましては、昨年6月、本部長を長とする徳島県警察伊勢志摩サミット等警備対策委員会を設置いたしまして、重要施設やソフトターゲットに対する警戒活動、爆発物原材料販売業者等に対する管理者対策、海上保安部、入国管理局、税関、徳島県等、関係機関と連携をした、テロ対処訓練を含む水際対策などテロ等違法行為の未然防止のための総合的警備対策を積極的に推進しているところでございます。

中山委員

今回の伊勢志摩サミットに関してですね、機動隊等徳島県警から派遣をする予定はあるのでしょうか。派遣するとなれば、どのくらいの規模になるのでしょうか。

逢坂警備部長

伊勢志摩サミットなどのような大規模警備においては、これまでの例からすれば、全国規模での部隊の特別派遣が必要となると思います。当然、本県警察に対しましても、警備要員の派遣要請があるものとみて対応する所存でございます。なお、派遣規模とか期間につきましては、警備の体制や手法に関わることでございますので、お答えは差し控えさせていただきますと思いますが、いずれにいたしましても、全国警察が総力を挙げて対処するという大規模警備であることから、県警察といたしましても、必要・万全な対応をする所存でございます。

中山委員

かなり広範囲にわたってですね、しかも、いろんな国の首脳や閣僚が出席されるので、本当に大勢の警備体制が必要になってくると思います。当然、徳島県警もですね、大勢が応援に行くと思います。例えば、先ほどお伺いした香川県なんかは、4月29日から30日ということで、事前に準備とかいろいろあったら、ちょうどこの時期4月24日ですか、徳島マラソンが開催されますし、1万5,000人が今度、走るわけですから、その警備とかもいろいろ準備等もあってですね、重なってくると思います。また、例えば、5月の伊勢志摩サミットの時に、大勢の機動隊等がいなくなったら、県内の治安維持に支障があるのではないかと非常に危惧をしますので、その辺のところを県警察としては準備万端にされると思いますが、どのように考えられているのか、お伺いします。

岡崎警務課長

サミット等期間中の県内の治安維持についてであります。先ほど警備部長が答弁しましたように、伊勢志摩サミット等には本県警察に対しても警察官の特別派遣の要請があるものとみています。派遣された場合であっても、県下で発生する各種事件・事故、イベント行事を含めてですが、これらに迅速・的確に対処し、県民の安全・安心を確保する必要があるものと認識しております。そのため、県警察にあっては、警察本部に機動性を持った特別警戒部隊を新たに編成・配置し、各警察署との密接な連携の下、初

動対応力と県警察の治安力の維持・確保を図ることとしております。また、同時多発的に事件・事故が発生した場合には、管轄署の周辺に所在する警察署において、管轄区域を越えて臨場させるなど、部門や管轄区域にとらわれず、組織の総合力を発揮できる体制を整えることとしており、県警察の総力を挙げて県下の治安対策に万全を期してまいりたいと思います。

中山委員

是非ともですね、徳島県警というのは、まずは徳島県民の治安維持、安全安心を守るというのを第1にしないといけないことだと思いますので、そういうふうなことに支障のないように万全の体制にしていきたいと思います。また、先ほど警察署の統合によって、大分ワーク・ライフ・バランスの確保というのをおっしゃっていたように、オーバーワークになるおそれがあると思うので、警察署員の方に対しても、ちゃんとしたワーク・ライフ・バランスがとれるようにですね、シフト体制の構築とかをしていっていただきたいと要望して終わりたいと思います。

臼木委員

観光バス事故について、所管は国土交通省ですが、私も国土交通省へ行って、いろいろお尋ねをしたり、私の思うことを述べてまいりましたが、交通事故防止の観点から、この公安委員会で質問をいたしたいと思います。

長野県軽井沢町で1月15日未明に、スキーバスツアーの大型バスが転落し、乗客の大学生や運転者を含む15名が死亡した痛ましい事故が発生をいたしました。道路運送法では、バス会社など旅客自動車運転事業者に対して、乗務員の健康状態の把握に努め、病気や疲労等により安全な運転を継続したり、補助することができないおそれがある場合には、乗務員を交代させるなどの過労運転防止措置を行うことや乗務に就く運転者に対して、酒気帯びの有無、疾病・疲労の有無の確認のための点呼や報告など、安全確保のための様々な義務を設けています。県内のバス会社の多くは、私も多少、運行管理の実務の経験もあり、こうした安全対策を徹底しておるよう思うんですが、今回の事故を起こしたバス会社では、これらの遵守事項が、十分に守られていなかったとのことであり、非常に残念な交通事故であったと考えております。そこで、数点お伺いをしたいと思いますが、軽井沢スキーツアー・バス転落事故に対して、県警察では、どのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

時谷交通企画課長

軽井沢スキーツアー・バス転落事故に対する県警察の見解についての御質問でございます。先ほど委員から御説明のありましたように、乗客・乗員41人中15人が死亡、26人が負傷するといったバス事故としては過去30年で最大の事故が発生したことは誠に残念でございます。今回の交通事故原因につきましては、長野県警におきまして捜査中であります。発生要因は、バス会社の運行管理ができていなかった、運転手が大型バスの運転に未熟であったなどの指摘がなされているところでございますが、先ほど委員の御説明にもございましたように、会社の管理体制等については所管する国土交通省が対応していると承知を

しております。一方、本件に関する報道の中には、乗客がシートベルトを着用していなかったことから死傷者が増加したとの指摘もなされているところでございます。県内業者のバスが事故を起こすことがないよう、関係機関と連携した安全対策の取組が必要と考えております。

臼木委員

今回の事故については、運行管理や運転手の技能の問題もあるが、乗客がシートベルトをしていなかったとの見解ですが、事故後、県警察では、具体的にどのような取組を行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

時谷交通企画課長

今回の事故を受けた県警察の具体的な取組についてでございますが、県警察におきましては、一般社団法人徳島県バス協会宛に交通部長名の書簡を発出したしまして、傘下の事業所に対しまして、乗客へのシートベルト着用の呼び掛け、天候や道路状況に合わせた交通安全に関する具体的な指示、乗務員の日頃からの健康、体調管理、車両整備の徹底等の交通安全対策の指導を徹底するよう申入れを行ったところでございます。

また、各警察署におきましては、管内の旅客運送事業所等を訪問いたしまして、あらゆる交通安全対策の指導とお願いを実施しているところでございます。

臼木委員

その後、いろいろと取組を行っているようなので安心しました。一般的に、観光バスの乗客シートベルトの着用は、一般車両と比べて、徹底されていないというような、私も少し実務をしていた時から思っていたんですが、そういう印象がありますが、観光バスの客席シートベルトの着用率について県警察としてデータなどはあるのか、お伺いします。

時谷交通企画課長

バスの客席シートベルトの着用率についての御質問でございますが、シートベルトの着用状況につきましては、大型観光バス等に限った調査は行ってないためデータはありません。ただ、県警察から交通安全対策の要請後に、徳島県バス協会に対しまして、乗客のシートベルト着用状況について確認しましたところ、乗客への呼び掛け方法について、乗車時に音声アナウンスによるベルト着用を呼び掛けた上、発車前に運転手が目視確認を行い、ベルト非着用者がいた場合には、運転手がマイクアナウンスにより着用を呼び掛けているとのことでございます。着用状況につきましては、ほとんどの方が着用してくれているとの回答を得ておりますので、事故以来、特にバスの乗客のシートベルト着用率は、かなり上がっているのではないかと思います。

臼木委員

先ほども言いましたように、県内のバス会社の多くは、乗員に対する点呼をはじめとする、様々な安全対策を徹底していますが、まだ、十分な対策を行っていない会社も一部あるとのこと。恐らく、このような会社が運行する観光バスは、乗客のシートベルトの

着用率がよくないと思います。乗客にシートベルトの着用を促すのは、当然、バス会社の役割ではありますが、交通安全と乗客の命を守るという責務を果たそうとしない会社に対して、県警察には厳しい対応をお願いしたいと考えます。そこで、観光バスの客席のシートベルトの着用率を向上させるために、県警察では、今後、どのような取組を行っているのか、お聞かせ願います。

時谷交通企画課長

観光バスに対するシートベルト着用の向上についてでございますが、先にもお答えしましたが、県警察におきましては、警察本部から徳島県バス協会に対しまして、乗客へのシートベルト着用に係る要請等の申入れ、それから各警察署から管内のバス会社に対して、個別に訪問しての各種交通安全対策の指導や申入れを実施しているところでございます。今後も、バス協会未加入の事業所も含む全ての旅客運送事業者に対しまして、関係機関・団体と連携をいたしましてシートベルト着用の徹底についての協力要請や、そのほか交通安全指導、シートベルトを着用しない場合の危険性を強調した広報活動、着用効果を実感できるシートベルト・コンビンサー、これは、模擬衝突体験できる装置でございますけれども、これらを用いた交通安全教育、街頭における指導取締り等、全席シートベルトの着用徹底に向けた取組を強力に推進してまいることとしております。

臼木委員

是非、お願いしたいと思います。私もこういった重大事故が発生するのではなかろうかと思っていたんですね。観光バスの事業者の中には、あまりにも安易な考えで立ち上げるのがあります。5台のバスを使用して、運行管理者がいれば、駐車場近辺に保育所、学校等があまりないということなら、誰でも事業者になれるわけです。今回の事故の報道を見ても、社長が点呼をする時間に遅れてきたと。大体5台くらいのバスで許可を申請し、許可を取ってしまうと、1台から2台で社長だけが運行しているようなバス会社も全国的にはあるようなんですね。そういうことから、是非、取締りの徹底をしていただかないとはっきり申し上げて、これ規制緩和のために、人口比率も何も計算しないで、これだけ多くの許可をしてはならない。私は、徳島県内をみても大手の事業者はきちっとできていると思うんですが、他は、ほとんどができていないように思うんですね。国土交通省での答弁もはっきり申し上げて、言いにくいことも述べたんだろうと思いますが、私鉄総連本部と一緒に聞いていたんですが、調査に入る要員も不足しているのが事実だということをお述べておりましたが、是非とも徳島県警察として、取締りの徹底をしていただきたいと思います。

それと、今回の軽井沢における、スキーツアー・バス転落事故については、現在も捜査中であり、長野県警は、非常に御苦労されていると推察いたします。県警察では、観光バスなどによる大規模な交通事故が発生した場合には、どのような体制で、事件捜査などの各種対策をどう行おうとしているのか、お伺いをいたします。

時谷交通企画課長

観光バス等によります大規模交通事故発生時の各種対策、あるいは体制はどうかとの御

質問でございます。軽井沢のスキーツアー・バス事故の発生を受けまして、県警察におきましては、迅速・的確に組織的対応を図りまして、事案の真相究明や被害者の支援に努めるよう大規模交通事故事件マニュアルを策定したところであります。事故発生後、早期に警察本部や隣接警察署から可能な限りの捜査員を大量動員いたしまして、警察本部の捜査員や鑑識課員を派遣して現場見分等を行いますほか、被害者の搬送先病院等へ捜査員を派遣しまして、犯罪被害者支援室と連携いたしまして、被害者支援等を実施することとしております。体制でございますが、交通部長を長とする最大限の体制の捜査本部を設置いたしまして、所要の捜査を推進いたしますとともに、御遺族や被害者の支援に努めてまいることとしております。

臼木委員

徳島県警察においては、非常に御苦勞をされて、きちっとやっつけていただいているようでございますが、この種の本当に安い、危険が伴っても安いバスを利用しようというのは、学生さんなどがよく利用するわけで、こんな悲惨な事故が起きたんだろうと思います。この件について、徳島県警察には取締りのほうをお願いしたいと強く申し上げて終わります。よろしく申し上げます。

達田委員

今回、提出をされております、議案に関してお尋ねをいたします。今回、補正予算額なんですけれども、5億3,490万9,000円と警察本部費として付けられておりますが、このほとんどが給与費なんですよね。ですからその内容をですね、どういうものなのか教えてください。

尾田会計課長

先ほど、議員の方から警察本部費の増額の件について、御質問がございました。警察本部費と申しますのは、職員の給与及び手当のほか、警察本部、警察署の光熱水費、庁舎修繕、そのほか清掃委託費をはじめ、コンピューターの使用料など、専ら警察運営の基幹となるべき費用を警察本部費として計上しております。増額する主な理由でございますが、給与費の不足見込額として4億3,858万2,000円を増額、そのほか警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する費用の不足見込額といたしまして、9,632万7,000円を増額したことによるものでございます。

達田委員

それは見たら分かりますので、中身ですね。なぜ、これだけ増えているのかというのを教えていただきたいんです。

尾田会計課長

給与費の増額の主な理由の中身でございますが、給与条例の改正による影響や時間外勤務手当の増額などによるものでございます。

達田委員

時間外勤務手当は、どれだけなんですか。

尾田会計課長

時間外勤務手当につきましては、5億1,377万6,000円でございます。

達田委員

この時間外勤務手当につきましては、近年4年ないし5年みて増えているのか、減っているのか。そして、1人当たりの時間外勤務というのは、どのようになっているのか、お知らせください。

尾田会計課長

時間外勤務手当の過去の推移でございますが、決算ベースで回答させていただきたいと思います。過去5年間につきましては、平成26年度は約14億2,000万円、平成25年度は約13億4,000万円、平成24年度が約13億4,000万円、平成23年度が約12億7,000万円、平成22年度が約11億8,000万円ということで、大体12億円から14億円程度で推移しているところでございます。

達田委員

右肩上がりに増えてきているということになると思うんですけども、1人当たりの時間外勤務時間でいいますと、平均どのくらいになっているのか。それと最長の方でどのくらいあるのか、分かりますでしょうか。

岡崎警務課長

年間の1人当たりの1か月平均超過勤務時間ではありますが、過去3年間、平成24年度が約27時間、平成25年度が約27時間、平成26年度が約28時間でございます。個人の1人当たりの最長、最少については、現在、資料として持ち合わせておりません。

達田委員

27時間、28時間ということなんですかけれども、この知事部局で言いますと、職員さんの平均はどれくらいなんですか。

岡崎警務課長

知事部局のことについては、承知をいたしておりません。

達田委員

私が、教えていただきましたら、16時間から18時間くらいということですので、知事部局の職員さんに比べて、大体10時間くらい多いんですね。そういうふうなことで、非常に大変な御苦勞をされて、お仕事されているんじゃないかと思うんですけども、以前の議会で、奨学金の問題に絡めまして、若い人たちが定着しているのかどうかお尋ねしたこ

とがあるんですが、警察のお仕事ですね、若い方が入ってきて、ちゃんと定着しているのかどうかという点で、お尋ねしたいんですけども、警察学校あるいは仕事に就かれて、ちゃんとお仕事が続いているのかどうか、その状況はどうなんでしょうか。

岡崎警務課長

若手の採用間もない警察官の離職状況についての御質問と思いますが、過去3年間を見てもみますと、採用後3年以内の退職者につきましては、平成26年度が5名、平成25年度が6名、平成24年度が7名の計18名であります。

達田委員

これは学校でですか。それとも仕事に就かれてからですか。

岡崎警務課長

警察学校の時に退職する者もおれば、警察学校を卒業して退職に至るといった者もいます。

達田委員

若い方がですね、学校へ入るのも難しいと思うんですけども、せっかくお勉強されて、そして、仕事に就かれて辞めていくというのは本当に惜しいことだと思うんですけども、この辞める原因といいますのは、どういうものなんでしょうか。

岡崎警務課長

若手の退職に至る主な理由であります。警察官への職への適正がない、それから他の職種への転職もございます。それから体力や能力に自信がないといったものが主な退職の理由になっております。

達田委員

一般の仕事でもね、そういう理由は当てはまると思うんですけども、やっぱり、お勉強しているときにですね、そういう能力を付けていくと、しっかり能力を付けて、体力も付けていくと、そのために勉強されているんだと思うんですよね。しかし、辞めていかれるということで、本当に残念なことなんですけれども、先ほど、時間外勤務も一般職員さんに比べて、警察の方では長い時間しなければならないということで非常に仕事も大変だというようなことがあるんじゃないかと思うんですけども、その辺のいろんな細かい理由ですね、辞める際に当たっては大体、自己都合ということで書類はそうなっているかも分かりませんが、本当のところはどうなんだというのは、調べておられますでしょうか。

岡崎警務課長

退職時におきましては、本部の担当者が、退職者から退職に至る経緯などを聴取しているところであります。

達田委員

その理由は聴取して、どうだったのかということなんですけれども。

岡崎警務課長

若手警察官が離職する問題点の分析等でございますが、若手警察官の中には、単に公務員を指向して警察官になったという者もおりまして、生活環境、それから生活リズムが変化することに対するストレスや警察官としての規律、それから私生活の制限などに対する就業のミスマッチが起きて、それが原因の一つとなっているというふうに考えているところであります。

達田委員

そういうふうなことをね、きちんと教育できていないということにつながっていきますよ。今の答弁でしたらね。やっぱり、お勉強をする中で、働く意欲っていうのを持ってもらうような環境にしていくっていうのがすごく大事だと思うんです。それで、私は、以前にも指摘をさせていただいたんですけれども、徳島県警察におけるハラスメントの防止等に関する訓令の制定についてっていう文書は、なぜできたんですかということで、お尋ねをしたんですけれども、これとってですね、ただつくったような感じの御答弁がありましたけれども、これ、文書を見ますとね、非常に重要なことが書かれているんですね。いろんなハラスメントを防止して、勤務環境の改善を図るための取組を実施してきたところであるが、近年職務上の地位等の優位性を背景としたパワー・ハラスメントやいじめ、嫌がらせなどが勤務環境を悪化させる要因となっており、その防止が課題となっているということで、この訓令を制定をしてですね、その後、更に訓令の制定についてということで念を押しているわけなんですよね。ですから、これを見ますとやっぱり職場の中で、非常に働きにくい、対人関係とかいろんなことで悩みがあって辞めざるを得ないという環境があるんじゃないかと思われるんですけれども、その点の改善についてですね、きちんと見直していくべきじゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、職場環境の充実は、非常に大切でありまして、職員が家庭生活の充実、社会参加の促進、仕事と生活の調和、これを実現することが職員の個々の能力を十分に発揮することにつながるもの、そして、徳島県警察の組織力の実質的な強化につながるものと認識しております。若手警察官や女性警察官を含めたワーク・ライフ・バランスについて十分その制度がですね、生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

達田委員

時間がありませんので、あまりお聞きできませんけれども、以前、セクシャル・ハラスメントに関してですね、この問題を取り上げましたときに、内部でですね、アンケート等なりをやって、その対策を考えていきますということだったんですけれども、そのアンケート調査をされて、その結果どうだったかというのは出ているのでしょうか。

岡崎警務課長

女性職員に対するアンケートの結果についてでございますが、セクシャル・ハラスメント等に関するアンケート調査については、産前産後休暇それから育児休業中の職員等を含め全女性職員を対象に昨年10月に実施しております。約1か月のアンケート期間を経て、現在、回答を集計・集約中のところでありますが、相談しやすい職場環境を構築するために、「ハラスメント相談員の指定に当たっては、年齢により幅を持たせてほしい」等の意見が寄せられているところです。

達田委員

これ今、集約中ということなんですけれども、その働きやすい職場づくりということだと思いますと、やはり警察にかかわらずですね、他の部署でも同じような取組がなされるべきと思うんですね。せっかくこういうふうな調査をしてですね、集約をしたということであれば、働きやすい職場づくりに活かしていくということが求められると思うんですけれども、この集約したものっていうのが、全体に活かせるようになっていくんでしょうか。

岡崎警務課長

委員御指摘のとおり、当該アンケートにつきましては、寄せられた内容等を十分に分析し、今後の職員の勤務環境改善に向けた取組に活かしていきたいというふうに考えております。

達田委員

是非、集約できましたら、その報告書なりですね、みんなが分かるように出していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それからもう時間がないので、質問というところまではいたしませんけれども、先ほどの施設の整備手法につきまして、以前から申し上げておりますようにPFIを導入ということで検討する、また、それを実施するためにどうしていくかということをおね、ずっと検討する予算が付いております。私は、この手法というのは、当面の財政負担は要らないかもしれないけれども、20年、25年と長い間、施設管理なんかもずっとやっていくわけで、本当の意味で安くできるんだろうかという、そういう思いもあります。そういう中で、やっぱりその仕事が受けられるのは、財政力のある、そしてまた非常に複雑な手続が要りますので、そういう力のある大きな企業でなければ受けられないということになっていくわけで、やっぱり徳島県が定めている地元県内企業優先発注ですね、その趣旨にそぐわないというふうに考えております。こういうふうな手法を、検討する、取り入れるということについては、やっぱりやめていただきたいなという思いを申し上げて終わります。

長尾委員

今、達田委員から今後の県警本部が発注する物件等について、県内優先発注という御指摘がありました。私もその意見は同様でございます。私もずっと、県内優先発注をやっけてまいりまして、知事も当初は公正取引委員会の問題もあるからといって、腰を引いておりましたが、発注件数において9割ということを出し、さらにその後、金額ベースで

9割ということも打ち出しました。そういったことについて、県土整備部をはじめ、そういう関係は徐々に浸透していることと思いますけれども、過去に県立中央病院なんかで県外業者、それまで39社、県内業者が出したのを県外業者1本にまとめてやったという経緯があって、そこなんかも十分まだ理解されてなかったというところもあります。是非、県全体としての基本的な考え方、これについてはきちっとですね県警本部もそこを遵守するというので取組を私からも要請しておきたいと思います。

それから1点、お聞きをいたしますが、先ほどのバスの事故であるとか、先日は大阪で乗用車の方が最終的なことは分かりませんが、そういう病気っていうか、横断歩道でいた人を大変な事故に巻き込んだと、こういった事があります。60歳くらい、そんなに高齢ということではなかったんですけども、いずれにしてもこういう事故はどこでも起こりうる事故だと思います。そういう中で、社会は高齢化社会ということでありまして、この高齢者の交通事故対策ということが、特に求められる中にありまして、私も従来、高齢者の運転免許証の自主返納について、取り上げてきております。そうした中で、メリット制度というものをですね、進めるべきだと。もちろん都市部における公共交通機関がある所とない所と、徳島の場合は車の利用というのは大変大きな問題がありますから大変難しい問題ではあるわけでありまして。当然、個人差ということでありまして、いずれにしても、そういう環境を整えた上でですね、御本人、また御家族が話し合っただうするかと、こういうことが大事だと思うんです。そういう中で、これまで私も指摘をして、現在ですね、前回質問した以降、徳島県警察本部として各署として、どういう取組をしてきて、どう進んでいるのか進んでいないのか、それを教えてもらいたい。

薄墨交通部長

運転免許の自主返納によるメリット制度の拡充について、9月のこの委員会以降、どのようなことをしたかということでございます。その後、タクシー会社100社、法人97社、協会未加入の個人タクシー3社に対しまして、10月29日付けで再度の依頼文書を発出させていただきました。その結果、石井警察署、美馬警察署内の各1社の2社から賛同を得られまして、本年の1月からタクシーの1割引ということのサービスを開始していただいております。

長尾委員

前回聞いた時は、徳島市関係の個人タクシーが1社、1団体かだけがやるということだったけど、その後、今の報告では、増えたということですか。

薄墨交通部長

個人タクシー59社から協力が得られておりまして、その後、2社増えておるという状況でございます。

長尾委員

だからもう1回確認するけど、全県的にではなくて、美馬警察署と石井警察署以外の所については、どんな状況なんですか。

薄墨交通部長

現在、まだ働き掛けの状況でございます。

長尾委員

個人タクシーは、そういう状況だけでも、今度は会社として、いわゆる三好警察署とか鳴門警察署で、例えば鳴門市のタクシー協会、三好市のタクシー協会、そういうところとの話合いで、そういう組合での取組、そういったものの見込みとか、その状況はどうか。

岸本委員長

小休します(11時58分)

岸本委員長

再開します(11時58分)

薄墨交通部長

警察本部の方から県のタクシー協会の方へ依頼文書、あるいは訪問しての依頼といったものはやっております。各署の方は、それを受けて、管内それぞれ各地域単位での協会というのではなしに、県協会の方で対応させていただいておるところでございます。

長尾委員

だから海部郡の場合は、郡のタクシー協会でのこのメリット制度をやるということになっているわけでしょ。海部郡は。

岸本委員長

小休します(11時59分)

岸本委員長

再開します(12時00分)

薄墨交通部長

海部郡の方で、また、どういう各郡市で協会があるかというのは正直なところ、手持ち資料がございませんので、把握できておりません。

長尾委員

これは、今更という気がするんだけど、確かマスコミ報道で昔あったんじゃないの。海部郡のタクシー協会が、メリット制度をやったと。だけど、海部郡の人が海部のタクシーに乗って、阿南市の中央病院に行ったら割引が効くけど、阿南市の中央病院から阿南のタクシーに乗って帰る場合は、割引が効かない。だから、これを早く全県的にしないと

駄目だと私はもう、大分前の委員会で言ったと思うよ。その時は、海部郡のタクシーはやっているという認識ですよ。それを今聞いて、分からないなんていうことは、どういうことなんだという話だよ。どうなっているの。

薄墨交通部長

確かに、何年か前に、海部郡内のタクシーが協力して、まとまって、タクシー1割引とこのをやったのは承知しております。その後、警察本部におきましては、県のタクシー協会を中心に働き掛けを行っており、それを受けて各署の方では、それぞれの事業者の方へも行っておるという状況で、現在のところ、9月以降、2社しか増加しておりませんが、今後とも働き掛けをしていきたいと考えておるところでございます。

長尾委員

いや、だから何度も言っているんだけど、個人タクシーはそういうことなんだろうけど、当然個人タクシーも全県的に私は努力していただきたいと思うけども、確か海部郡は協会だと思っんですけど、協会で作ったと。だから部長だって、阿波署だったとき、阿波署内の協会に働き掛けたと言ったじゃないですか。個人であれ、協会でも、あなたが繰り返す県の協会でもいいけど、要は全県的にやれることが1番望ましい。しかし、いろいろ各地域、市町村のタクシー協会も事情があって、なかなか簡単ではないということも承知はしているわけけれども、今のやりとりをずっと聞いて、やる気があるのかと私は思うわけ。実際、新年度の先ほど、免許サブセンターの話があったけれど、高齢者の交通事故を防ぐ意味で、この自主返納のメリット制度というのは、効果があるのか、ないのか、もう1回確認したいけど、あるのか、ないのか。

薄墨交通部長

加齢に伴います身体機能の低下による交通事故というのは発生しておるところでございます。自主返納という制度については、県警といたしましても効果があると認識しておるところでございます。

長尾委員

認識していると言うのであれば、新年度、どう取り組むんですか。

薄墨交通部長

繰り返しになるんですが、県のタクシー協会あるいはそれぞれの事業所に粘り強く働き掛けていきたいと考えております。

長尾委員

部長の答弁は、これで変わりようがないと思うんで、県警本部のトップ、最高責任者の県警本部長はどう思うの。このメリット制度について、部長の言葉はそれで良いと思うんだけど。本当に本腰入れて、県のタクシー協会とやり合って、もう長い期間たっているわけ。その中で個人タクシーは努力されて一歩前進したかもしれない。全県的な取組という

のは、この新年度予算の中でも、このことについての説明はなかったんだ。だから本当に効果があるっていう部長の認識であって、県警本部長は、どう思っているの。

鈴木警察本部長

免許の自主返納の環境を整えることは、高齢者の交通安全対策を進める上で、とても重要であると認識しております。徐々にではありますが、環境を整えるべく進めていますので、まだこちらが手の届いていない部署、地域ぐるみの協会があるのか、今、私も存じ上げませんが、まだ、訪問していない所があるならば、そこを訪問し、要望してまいりたいと、そういう環境整備に努めてまいりたいと考えています。

長尾委員

やはりね、何でもそうだけど、今度県の総合的な計画というのを議会でも説明して回っているけど、やはり何でも行動計画、目標が大事ですよ。今のこの自主返納、メリット制度については目標がないんだよ。ただ、努力しますだけだから。来年度、どこまで持っていこうという目標を設定するつもりはありませんか。

薄墨交通部長

タクシーの方のどれだけ台数を増やせるかということになるろうかと思いますが、相手もごさいます。粘り強く働き掛けてやっていきたいと。ただ、タクシーだけに限らず、その他のメリット制度等につきましては、今、関係者と協議等を開始しておるところでございまして、これら範囲内でできる限りのメリット制度の拡充といったものは図っていききたいと考えております。

長尾委員

今の答弁だったら、いろいろ各署でやっている、そういうことについての説明なんかはないの。そういうことの目標とかは立ってる。新年度、こういうふうにしる市町村と取り組むとか。そういう計画みたいなのはあるの。

薄墨交通部長

交通関係団体の御協力を得まして、一緒にメリット制度の拡充といったものを検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

そういう中で、この高齢者の自主返納、メリット制度をそれぞれの地域、交通安全協会とか、そういう中で毎回言っているわけ。

薄墨交通部長

具体的な話は、今、できていなかったと思っております。

長尾委員

具体的な話はできていなかったというんだから、やる気がないということじゃないかな。今の本部長、分かった。今までやれていないと言うんだから。それに対して、聞いて本部長はどう思うの。

鈴木警察本部長

全体をよく見渡しまして、着実にメリット制度の拡充を進めていきたいと考えております。

長尾委員

今の本部長の言葉は重たいと思うから、その具体化をですね、新年度どうするかということを、是非、早急に決めてもらいたい。私は、更に新年度も聞いていきますから、くれぐれもその点を注意しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岸本委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12時09分)

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時13分)

薄墨交通部長

メリット制度に係りますタクシー会社への働き掛けについて御報告いたします。

県下のタクシー会社への働き掛けにつきまして、昨年7月から8月にかけて、各警察署の交通課長等が、個別に管内の全タクシー会社を訪問して依頼を実施いたしましたものの低調であったため、再度10月29日に全タクシー会社に対して、協力依頼文書を発出し、協力要請をしました結果、現在までに新たに2社のタクシー会社の協力が得られております。なお、郡市でのタクシー協会の件でございますが、徳島県タクシー協会加盟のタクシー会社にありましては、県下で10方面のブロックに分かれた組織体として運用がなされているというのが確認できております。今後とも、協会未加入といったタクシー会社も含めた全タクシー会社に、強くメリット制度の導入の協力要請をしてまいりたいと考えております。

長尾委員

それでは、部長の方からまとめた形の報告がありましたが、そこで先ほども聞いたんですが、要は、そういう状況の中で新年度どう見える形でね、目標を設定するかと。例えば、私が住んでいる徳島市ならば一体いつまでかと聞きたいわけなんだけど、なかなかそうもいかず、だからその中で、せめて今年度はどこまで進めたいという目標は設定する気はあるのか、ないのかというのをもう1回聞きたい。

薄墨交通部長

タクシーのメリット制度につきましては、市内というよりも郡部の方が必要かと思いま

すので、郡部を重点的にできるだけ可能な限り、タクシー会社の協力を得られるよう、やっていきたいと思っております。

眞貝副委員長

先日の本会議におきまして、木南議員の方から、警察本部長にですね、代表質問で組織体制の更なる見直しを核とする大綱方針を策定する、また、大綱方針には警察署の更なる再編整備等を盛り込むと答弁をされたと思うんですが、その後、署の再編が2018年度に徳島県警察は、徳島西と石井、また、徳島北と板野の各署の統合を有力視しておるとの新聞報道があったと思うんです。そして、先ほどですね、本部長さんの方から大綱方針案の説明の中で、署員数50人以下の小規模警察署や管内に大規模店等の出店があり、管内の情勢が大きく変化している警察署を抱える課題を解決するためにですね、徳島東署庁舎整備に合わせて徳島市及びその周辺地域の管轄区域、組織体制の見直しを進めると示されました。その大綱の中で具体的な警察署の名前はなかったわけですが、去年の、10月普通会計決算認定特別委員会において、小規模署として、那賀、牟岐、石井の三署、そして、管内の情勢が変化しておる板野署の4署を挙げておられると思います。今回はですね、そのうち石井署と私の地元の板野署の見直しを進めているということが、新聞に載ったわけなんですけど、この県内の3つの小規模署といわれておる那賀、牟岐、石井、そして情勢が変化しておる板野署の管内の、事件・事故の発生状況はどのように推移しているのか。また、署員の負担率の格差など、業務運営上どのような課題を抱えているのか、お聞きしたいと思えます。

岡崎警務課長

副委員長から小規模署である、那賀、牟岐、石井、それから管内の治安情勢の変化が大きい板野署の現状と問題点について御質問がありましたが、刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は、県下全域で減少基調にあります。御質問の4署についても同様の傾向にあるものの、板野署にあっては、平成23年以降、110番の受理件数が毎年増加し、去年は、5年前の約1.6倍。また、他の事件・事故以上に、より継続的な対応を必要とするストーカーとかDV事案や困り事相談の受理件数も、近年、増加傾向にあり、警察署の業務量が数値以上に高まっているところであります。こうした情勢を受けて、板野署には過去5年間で警察官13人を増員配置し、昨年4月現在では71人体制、これは5年前の1.2倍の体制としたところであります。しかし、昨年中の刑法犯認知件数と110番受理件数の負担率は、依然として県下で2番目に高い状況にあります。他方、他の3署につきましては、その体制は小規模でありまして、那賀署については20数名、牟岐署と石井署については30数名の体制であります。板野署を含めたこれら4署については、その規模や治安情勢が異なるものの、大綱方針(案)でお示ししたとおり、重要事件発生時や複数の事案発生時に現場対応力などの大きな課題を抱えているところであります。

眞貝副委員長

もう1度お尋ねするんですが、牟岐署に関しましては、東南海地震、南海地震の拠点となるということも踏まえまして、やはり、ここは大変必要な場所かなと思われるんですが、

那賀署、石井署の件数が、どれくらいの事故発生とか事案件数があるのか、それとか交通違反の件数とかも、どれくらいか教えていただきたいんですが。

岡崎警務課長

石井署、那賀署であります。刑法犯認知件数につきましては、平成27年では那賀署で7件、石井署で112件、それから交通事故であります。平成27年では那賀署が12件、石井署が154件であります。

眞貝副委員長

那賀署に関しましては、7件と12件という非常に少ない数字であると思うんです。これは、先ほどの大綱方針の中にもありましたように、地域の事情、住人のニーズに沿った駐在機能の検討と非常に、これから駐在所の方のウェートを大きくしていけばですね、十分対応できる管轄、署ではないのかと思うんです。那賀署に関しましては、ゆくゆくという話も聞いておるんですが、1番早く再編がしやすい現況ではないのかなと思うのですが、全く白紙ということなんでしょうか。

岡崎警務課長

県警が抱える課題というのは、これまでも当委員会でも御説明したように、小規模署が抱える夜間・休日のせい弱性でありますとか、管内情勢が大きく変化している警察署への課題の解決でありまして、今回、大綱方針(案)で示しているとおりの、徳島東警察署の庁舎整備に合わせて治安事象の多い、徳島市及びその周辺地域の管轄区域や組織体制を見直すこととしております。

眞貝副委員長

ということですね、那賀署に関しては、まだどういうことになるのか、私の方も今の答えを聞きますとですね、判断しかねるかなと思います。また、この板野署に関しましては、今、おっしゃっていただいたように事案・事件も多いし、人口の増加ということで非常にウェートが大きい警察署になってくるのかなと。それは、もう十分、分かっております。ただ、板野署というのが非常に古い歴史を持っておりまして、我々、板野署管内に住んでおる人間はですね、非常に板野署に愛着もあり、期待もしております。また、板野署管内の、板野町、上板町、藍住町の3町の方からですね、板野署の存続を求める要望書の提出はさせていただいております。また、石井町、神山町の両町長も石井署の存続を求める要望書などを出させていただいておるわけなんですが、そういう要望書は、無視をして進めるという感じで受け取ってよろしいんでしょうか。

増田警務部長

副委員長のお話にありました存続要望の関係でございますけれども、昨年12月に関係する警察署管内の町長等から、板野署そして石井署の存続を求める要望書を確かに賜っております。当然、その要望書をしっかりと読ませていただきましたし、その中に、今後の警察の使命と役割は非常に重大であり、全ての住民の生命と財産、これは都市部と郡部を問

わず守られるべきだと記載されていまして、これも正に御指摘のとおりだと本当に思っている次第であります。御指摘のとおり、全ての県民の安全と安心を守ることこそが県警察の真髄だというふうに考えているところであり、正にその県民の信頼と期待に応える、今年のキャッチ・フレーズでありますけれども、力強い警察の確立に向けて、県警察といたしましては、今後とも地域住民の方々への御理解に向けた丁寧な説明、そして自治体をはじめとする様々な方々の意見の集約というのをしっかりと図って、真摯に取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

眞貝副委員長

ありがとうございます。非常に期待を持てる御答弁をいただいたとっております。やはり、今、おっしゃっていただいたように、地域住民と、また、地元の人たちの理解をいただいて進めていただきたい。大綱方針(案)が出たんで、これに従ってやっていくのではなく、地元の声を十二分に聞いていただいて、進めていただきたいと思っております。

岸本委員長

それでは、本年度最後の委員会でございますので、私も何点か質問させていただきたいと思っております。まず、この大綱方針(案)が示されまして、やっと公安委員会関係も目に見えてスケジュールが進んでいくのかなというふうに思っております。ただ、この大綱方針(案)は、先ほども委員の方から出ておりましたが、実際にはですね、ロードマップを見ていただきますと平成28年度、平成29年度の2年間にかけて、課題を整理すると。いきなり着手ということになってないんで、こういうのをつくったら最初はやっぱり、全部整理から入ってですね、2年間は動かんのちがうかなというようなイメージにもなってしまいますが、その辺は従来から引き継いでやっている分については、早く着手をしていただきたいなというふうに思います。そこで、この警察署の見直しというのは、東警察署の新庁舎移転に併せて考えていくというようなことも示されていますが、東警察署の前段階の事業として、今年度、PFI導入可能性調査が行われましたが、その概要と今後についてということで、何点か質問させていただきたいというふうに思います。既に、各委員から今年度ずっと質問に出ておりましたので、ダブる質問もあろうかと思いますが、整理がてらに、お聞きしていきたいなというふうに思います。まず、新庁舎の規模について可能性調査で割り出した新庁舎の延べ面積、階数、駐車場、倉庫などの付帯設備の機能はどういうものになっているのか、お教えいただけますでしょうか。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署の新庁舎に関する御質問でありまして、その規模でありますけれども、昨年度、基本構想というものを作成しました。その中に現在の約6,000平方メートルに対する約1.5倍という形になっておりまして、捜査本部の部屋でありますとか、取調室、留置施設の充実や女性職員の職場環境等の改善などにより、約8,500平方メートルで想定をいたしました。また、来庁者の駐車場でありますとか公用車駐車場、これは現在100台前後、またはそれ以上を考えておりますけれども、これも立体という形で津波の避難場所等について考慮しているところでありまして、導入可能性調査というのは、基本構想で策定した

8,500平方メートル等を考え得る最大限の規模を踏まえたものでありまして、まだ十分予算的なものは決まっていますけれども、そういうことを踏まえたもので、今後精査してまいります。

岸本委員長

今、予算的には決まってはないということでありましたけど、事業費をどの程度みていて、年間の維持がどの程度のものになるということについて、概算で結構ですので、教えていただきたいと思います。

高橋拠点整備課長

この度の導入可能性調査におきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、現在、考え得る最大限の規模の庁舎、それと駐車場の整備、さらには維持管理もPFIということで今後10数年にわたる、この期間はまだ決定しておりませんが、そういう形で最大限のものを構想して可能性調査を検討しました。したがって、実際の事業費については未定でありますけれども、今後、必要な庁舎機能を熟慮の上、また、そのエリアも熟慮の上、考えていきたいと思っております。そういう中で、全く数字は出ないのかということでもありますけれども、最大で考えたとして御理解いただきたいと思っておりますけれども、庁舎のインシヤル部分はですね、50億円から60億円くらいで想定をいたしました。これは、マックスの数字ですから、裏打ちのあるものではありません。そして、庁舎の維持管理は、新庁舎が整備できていけませんので、今現在、徳島県警察では約2億円ほどの県下全体の維持管理で使っております。ですから、比較検討は難しいので、この部分は割愛させていただこうと思うんですけれども、庁舎につきましては、約60億円で想定したということでもあります。ただし、これは、繰り返しますけれども、最大限の規模のもの、また、駐車場の施設等も考えていますので、今後、当然、財政的な負担も踏まえて、実施に向けて検討してまいりたいというところであります。

岸本委員長

最大限のもので60億円ということと考えておるといことですが、PFIにして、縮減率って言うんですか、5%から7%、これも精査中としておりますけれどバリュー・フォー・マネーと言うんですかね、従来型でするよりも安くなるというように見積もっているということですが、この算出はどんなふうに行っているんですか。

高橋拠点整備課長

PFI事業の大きなメリットの一つは、従来手法と比較して、この手法によると経費の縮減等が図れるという事もあります。そこで、バリュー・フォー・マネーという形でどれくらいのメリットがあったのか、また、それをどのような形で算出したのかという御質問であります。繰り返して申しますが、PFI事業は、長期間にわたって、事業を行うものでありまして、施設整備のみならず、維持管理も含めて行うものであります。従来手法は、比較的短期間で経費を支出するという、この比較考慮の上では、大きな差がございます。そこで、PFI事業におきましては、将来、今回は15年という形で計算をいたしましたけれど

も、15年後の支払額を合計した名目値といいますか、それを比較したものであります。ですから、15年後の貨幣価値の問題、現在価値の問題を比較考慮いたしまして、また、金利の変動等も考慮しまして、将来の財政負担を5%から7%、額にしまして先ほど60億円と言いましたけれども、総額の計算をしたところでは、5億円から6億円とかそういう数字が出てまいります。ただ、このバリュー・フォー・マネー、当然、今後契約であるとか節目節目でお示ししていくことになりますので、今回導入可能性調査の時点ではということでありまして。他県等見ておられますと、可能性調査時よりも入札を経た後の方が、更に縮減率が高くなる等の例もありますので、今後、アドバイザー契約ということで予算を上げていますけれども、引き続きそういうものを精査してまいりたいと考えております。

岸本委員長

分かりました。このPFI導入可能性調査の結果の概要を見ますとね、聞き慣れない言葉というんでしょうか、バンドリング業務という言葉が出てきているんですが、この収益についても各委員から話が出ていますよね。収益事業のない東警察署のPFI事業を進めるために、他の警察署の維持管理業務を包括するバンドリングという手法を検討するという事で言われておりますが、どの程度の業務を想定していますか。

高橋拠点整備課長

バンドリングという聞き慣れない言葉でありますけれども、PFI事業の今回の考えは、東警察署新庁舎の設計でありますとか、建築をはじめ、その後の清掃でありますとか、設備管理などの維持管理業務に加えまして、まだ、十分に想定はできておりませんが、食堂であるとか売店、更には被留置人の食事について、これは東警察署のみならず、他の周辺の警察署を含めて考えていく予定であります。どのような程度で、どのようなエリアの範囲を集約するかは未定であります。可能性調査の時点では、県下全体を想定したところでありまして。繰り返しになりますが、今後、事業費を含めまして、どの程度の周辺までバンドリングという形で、警察本部であるとか周辺の庁舎の維持管理を含めて考えていくかということについて明らかにしてまいりたいと考えています。

岸本委員長

分かりました。これから細部が詰まっていくというふうに思いますが、最後、確認になりますけれども、基本計画のコンセプトですね、例えば、庁舎は敷地の東側、それから駐車場は西側、車両の出入口は敷地の西側、緊急車両の出入口を敷地の東側に設置と、敷地周辺の桜並木はそのまま保存ということが、基本コンセプトには述べられておりますが、図面でもあれば良いんでしょうけど、これからということになると思いますが。どんなイメージになるのか、また、これらの基本コンセプトというのはですね、今後の大綱方針に示されていますアドバイザー業務の中で変更になっていくのか、その辺のところをお聞かせいただけますか。

高橋拠点整備課長

議員から御指摘がありましたけれども、導入可能性調査と並行しまして基本計画というも

のを策定いたしました。そこで、今、お話にもありましたように、敷地の形状を頭に置いていただくとお分かりになると思うんですけども、国道11号と192号に面してまして、双方の安全と円滑に配慮しまして、一般的な車両の出入口は、敷地の西側、文化センター方向に設置。ただし、緊急車両については、東側からの出入りも可能とすることとしております。それと整備予定地の土地形状からしまして、庁舎を敷地の東側、その西側に立体駐車場を整備したいと考えています。それと、地域住民に親しまれていません桜並木ですが、十分に設計はできておりませんが、保存という形で考えております。来年度以降、アドバイザーということでありまして、我々、事業者の提案をいただくに当たっては、要求水準書というものを作らなければなりません。来年度、これを作成して、公表することになりますけれども、それを踏まえて、事業者からの提案を受けてまいりますけれども、PFIは、民間のノウハウを活用するということで新たな観点からの提案をいただきますので、その中でより良い提案については採用してまいりたいと考えています。

岸本委員長

徳島東署についてはですね、長年ここにいらっしゃる委員だけではなく、議員の方も懸案にしておられた部分でもございますし、当然、公安委員会でも徳島東署が核になるということで進められておるとお思います。今後は、できる限りオープンに県民に広く知っていただきながら進めていただきたいなというふうに要望して終わります。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

達田委員

先ほども申し上げました第1号議案なんですけれども、徳島東署の整備に関してアドバイザー事業に1,300万円、交番とか駐在所等の整備にPFI導入可能性調査事業ということで600万円ということで予算化されておりますけれども、この事業は大企業、金融機関とか、県外のゼネコンのための新しい事業を造り出す、生み出すために従来の公共分野の仕事を投げ出すものだと私たちは考えておりますので、この予算には賛成することができません。

岸本委員長

それでは、公安委員会関係の議案第1号、平成28年度徳島県一般会計予算について、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、平成28年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと

決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く、公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第70号

以上で公安委員会関係の調査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、鈴木警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に、真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、心から感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

鈴木警察本部長挨拶

今年度、最後の総務委員会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

岸本委員長、眞貝副委員長をはじめ委員の皆様方には、委員会審議を通じ、警察行政各般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

御指導、御提言いただきました事項につきましては、警察行政に反映できるよう努めてまいります。

どうか皆様方におかれましては、今後とも、県政発展のために御活躍されますよう御祈念申し上げますとともに、引き続き、警察行政に対しまして、御指導、御べんたつを賜りますようお願い申し上げます。

岸本委員長

議事の都合により、休憩いたします。(13時44分)